

## 「茨城会」発足主旨

平成19年度総会(H19・7・20)

1. 関東甲越地域で、首都圏の神奈川県、埼玉県、千葉県は、関東支部の直轄区域としてブランチはないが、首都圏以外では、栃木県、群馬県、山梨県、新潟県にそれぞれブランチがあり茨城県のみブランチがない状況にある。
2. 平成17年1月にいばらき建設技術研究会主催の講演会において、当時土木学会関東支部長の早稲田大学理工学部、依田照彦先生に講師を依頼した際、茨城県にぜひ関東支部のブランチを立ち上げてくれないかとの要請があった。
3. 平成17年に会員に対し、いばらき建設技術研究会の会のあり方等に関するアンケートを実施すると同時に、運営委員会において研究会とブランチのあり方に関する審議を現在まで行ってきた。
4. その結果、平成10年に設立された任意の団体である産・官・学の組織「いばらき建設技術研究会」と設立を要請されている土木学会関東支部「茨城会」の組織構成と活動の主旨が共通しているため、土木学会関連行事を加えることによって研究会の活動の範囲が拡大できるとして、研究会の活動に土木学会関連行事が実施できるよう規約を改正したい。
5. 「研究会」は、10年近く活動している歴史があるため、いきなり「茨城会」に衣替えするのではなく、「研究会」を存続させて同じ体制のまま、新たに「土木学会会員グループ」を加えて研究会の組織を拡充させるものとする。
6. 新たに加わる「土木学会会員グループ」は、土木学会本部に年会費を納入しているため、新たに会費は徴収しないが、従来の研究会会員で土木学会会員の者は、従来のまま各グループに所属するスタイルとし、将来どちらのタイプに所属するかは、経過等を勘案して判断して行くものとする。
7. 新たに加わる土木学会会員グループのうち、つくば大、国総研、国交省各事務所の主な会員に茨城会立ち上げの趣旨の説明に何うと同時に、茨城会への参加を呼びかける。
8. 「茨城会」については、新たな規約を作成して新たな組織として発足させる。ただし、執行体制は「研究会」の体制を踏襲し、事業活動に土木学会関東支部関連の行事を新たに加える。また、事業活動に伴う会計処理は、「研究会」と「茨城会」との共催事業などとし、事業に要する費用を分担する。
9. 二重の組織体制で進行させる主旨は、研究会立ち上げ時の名称や目的に思い入れがあること、研究会員のアンケート結果により、現在の研究会を将来変えて行きたいとする希望があり、名前を使い分けることによって「研究会」活動が「茨城会」の活動を包含するなど活動に幅ができること、交付金が受けられることによる財政上の有益性があることである。
10. 将来、十分「茨城会」の活動主旨が会員に理解され、なおかつ土木学会関連以外の自由な独自活動ができる「研究会」活動が包含されることが理解されたのちは、名称を統一した形での活動が望まれる。